

## ◀改正派遣法に基づくマージン率の公開▶

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（ジェイアイエヌ）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

※ 対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日に関しては、インターネットの利用による情報提供をいたします。

労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下第一位未満を四捨五入する)

|             |           |                |
|-------------|-----------|----------------|
| 株式会社ジェイアイエヌ |           |                |
| 本社所在地       | 〒677-0052 | 兵庫県西脇市和田町234-2 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 派遣労働者の数                   | 54名   |
| 派遣先の数                     | 17社   |
| 労働者派遣に関する料金額              | 16,265円 (2023年度労働者派遣に関する料金の平均額)   |
| 派遣労働者の賃金額                 | 10,210円 (2023年度派遣労働者の賃金の平均額)  |
| マージン率                     | 37.3% (2023年度マージン率の平均額)   |
| 教育訓練に関する事項                | 派遣就業の前に、入職教育訓練と個人情報保護法基礎研修を実施しています。<br>業務内容に応じて、フォークリフト・玉掛・クレーン運転つり上げ荷重5t未満、半自動溶接等、経験によっては監督者訓練などを実施しています。<br>その他、ご希望の方は各種講座の受講の案内をしています。 |
| その他の参考事項                  | 派遣での就業に関しても、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただいております。<br>(雇用条件によっては加入できない場合があります。)   |
| 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無 | 有   |
| 上記労使協定の有効期間               | 2023年4月1日～2024年3月31日  |
| 上記労使協定の対象となる労働者の範囲        | 全ての派遣労働者  |
| キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先      | 本社 0795-22-8088   |